

「各国におけるたばこ対策の状況調査」について

「各国におけるたばこ対策の状況調査」について

調査概要（2025年度厚労省委託事業）

- 対象国 : 欧州、北米、南米、アジア、オセアニアの15か国(日本含む)
- 調査内容 : 各国のたばこ政策(規制状況および政策立案の際のエビデンス)
- 調査方法 : 文献レビューのほか、文献に記載がない事項については、当該国の政策立案者等を対象とした取材・調査を実施した。
なお、エビデンスには、たばこ産業が実施した研究及びたばこ産業から資金提供を受けた研究によるものも含まれる。

調査結果

○ たばこに対する規制の程度を、以下の4類型に分類(※日本は類型3に近い)

- | | |
|----------------------------------------|---------------------------|
| 類型1) 加熱式たばこ・電子たばこを禁止、紙巻たばこも厳格な規制を実施 | : ウルグアイ、ブラジル、タイ、インド |
| 類型2) いずれの種類についても、厳格に規制を実施 | : オーストラリア、英国、ニュージーランド、カナダ |
| 類型3) いずれの種類についても、相対的に緩やかな規制を実施 | : 中国、韓国、フランス、イタリア |
| 類型4) 自治体(州等)への権限移譲により、規制内容等について国内で差がある | : ドイツ、米国 |

○ 一般に「たばこ」には、紙巻たばこ、加熱式たばこ、電子たばこ等が存在するが、「たばこ」の取り扱いを、以下の4パターンに分類、パターン1)又は3)としている国が、「たばこ」の規制が厳しい傾向にあった。

- | |
|-------------------------------------------|
| パターン1) 燃焼基準(たばこ葉を燃焼させてその煙を吸引するもの) |
| パターン2) ニコチン有無基準(たばこ葉の含有・燃焼に関わらずニコチンを含むもの) |
| パターン3) 全面包括(形状が吸引器具に近いものすべて) |
| パターン4) 製品ごとに個別規制 |





- たばこ政策を設計する上での参照エビデンスは各国で異なり、科学的エビデンスのほか、経済損失や社会的受容性を考慮する国もある。
- 加熱式たばこに関するエビデンスは、各国とも限定的であるが、既に明らかになっているエビデンスや国際機関のガイドラインを踏まえ、政策として規制強化に踏み切っている国も存在した。

次ページ以降に国別の状況を添付。なお、使用(喫煙)に関する規制状況については、WHOが受動喫煙対策について各国を評価する際の採点基準に沿って、8分類(※)の施設についての完全禁煙の実施状況について、「8分類すべて:青」、「6~7分類:緑」、「5分類以下:黄」、「規制なし:赤」としている。





※医療施設、教育機関(大学除く)、大学、政府施設、屋内のオフィス・職場、レストラン、パブ・バー、公共交通機関

類型1)

～ 加熱式たばこ・電子たばこを禁止、紙巻たばこも厳格な規制を実施 ～





国名	政策方針	使用(喫煙)に関する規制状況			参照したエビデンスの例
		紙巻たばこ	加熱式たばこ	電子たばこ (ニコチン入り)	
ウルグアイ 	(予防原則による規制) 加熱式たばこ、電子たばこの販売・輸入禁止	屋内全面禁煙 ※医療機関、教育施設等について屋外規制も実施	販売・輸入禁止		「電子たばこ」として知られる電子喫煙装置について、その有効性および安全性を示す科学的証拠が存在しない。 ※「タバコの煙のない環境に対する権利およびその消費の保護 (2009年11月23日 政令第534/009号)」の前文において言及
ブラジル 		屋内全面禁煙 ※屋外規制なし			市販の電子たばこ製品について、 <u>リキッドとそこから発生したエアロゾルの化学成分を、液体クロマトグラフィー+高分解能質量分析で解析したところ、工業用化学物質であるトリブチルホスフィンオキシドや興奮作用を有するカフェインを含む、6種類の潜在的に有害な添加物が同定・定量された。</u> (Mina W. Tehrani et al., Chemical Research in Toxicology 34, no 10 (18 de outubro de 2021): 2216-26, https://doi.org/10.1021/acs.chemrestox.1c00253.)
タイ 		屋内全面禁煙 ※指定された公共区域で屋外規制も実施			参照が確認された科学的エビデンスなし ※若年者層の保護や違法流通による資金洗浄の防止等の政策目的から、加熱式たばこ、電子たばこの販売・輸入を禁止。
インド 		原則屋内禁煙 ※例外施設は限定的(飲食店のみ) ※屋外規制なし			参照が確認された科学的エビデンスなし ※紙巻たばこよりも使用率の高い、ガットカ等(無煙たばこ: 甘いフレーバー付きのたばこ由来の嗜好品)による健康影響からの若年者層の保護等の政策目的から、同様に加熱式たばこ、電子たばこの販売・輸入を禁止。

～ いずれの種類についても、厳格に規制を実施 ～

国名	政策方針	使用(喫煙)に関する規制状況			参照したエビデンスの例
		紙巻たばこ	加熱式たばこ	電子たばこ (ニコチン入り)	
オーストラリア 	(予防原則による規制) 電子たばこを医薬品として規制し、薬局での禁煙目的での購入に限定	原則屋内禁煙 ※例外施設は限定的(教育機関、大学のみ) ※屋外規制あり(遊園地、学校・病院敷地、レストラン屋外席) ※電子たばこについては、禁煙目的に限り、医薬品として薬局で購入可能			・電子たばこそのものの長期的発がん性等は断定できなくとも、含有成分の一定割合が発がん性物質であることは既知である。 ・若者の電子たばこ使用が将来の紙巻たばこの喫煙開始・移行と関連する。 ※いずれも調査において実施した同国の政策立案者等へのインタビューからの引用
英国 	・若年層・非喫煙者向けのたばこ販売・使用を強く規制(世代禁止) (Tobacco and Vapes Bill) ・地方自治体が、喫煙者に対し、電子たばこの無料配布と行動支援を提供し、紙巻たばこからの置換・禁煙を促進 (Swap to Stop)	屋内全面禁煙 ※屋外規制あり(一部公共エリア)		原則屋内禁煙 ※公共施設は屋内使用を制限(施設裁量) ※屋外規制あり(学校敷地等)	電子たばこを禁煙補助として使った場合、長期の禁煙成功率や安全性にどの程度効果があるかを評価した結果、ニコチン入り電子たばこを使用した喫煙者は、ニコチン置換療法を使ったグループに比べて禁煙成功率が高い。(Hartmann-Boyce J, et al. 2022;11: CD010216. doi: 10.1002/14651858.CD010216.pub7.)
ニュージーランド 	全面禁煙の導入に加え、小売許可制やニコチン含有量規制を導入し、喫煙率の更なる引き下げを推進 (Smokefree 2025)	屋内全面禁煙 ※屋外規制あり(学校・幼児教育施設の敷地内等)			参照が確認された科学的エビデンスなし ※早い段階から、全面的かつ強力な規制(全面禁煙)を導入し、規制手段の調整の段階に移行している。
カナダ 	喫煙率の5%未満への減少と、紙巻たばこから電子たばこへの移行によるハームリダクションに注力	原則屋内禁煙 ※例外施設は限定的(屋内のオフィス・職場のみ) ※屋外規制あり(公共・職場施設の出入り口等)			電子たばこは紙巻たばこよりも害の少ない代替手段である。 ※2018年のたばこ法の改正にあたり公表した声明文において、「成人喫煙者が紙巻たばこよりも害の少ない代替手段として電子たばこに合法的にアクセスできるようにすること」が法の目的の一つであると明言



類型3)

～ いずれの種類についても、相対的に緩やかな規制を実施 ～


国名	政策方針	使用(喫煙)に関する規制状況			参照したエビデンスの例
		紙巻たばこ	加熱式たばこ	電子たばこ (ニコチン入り)	
 中国	FCTC加入後も喫煙率は高く、受動喫煙対策と税・価格政策の強化を「健康中国2030」で設定	原則屋内禁煙 ※例外施設は広範囲(教育機関以外)であり主要都市単位の規制 ※屋外規制なし		規制なし (施設判断)	参照が確認された科学的エビデンスなし
 韓国	製品種別に関わらず「たばこ製品」として包括的に規制 加熱式たばこの使用(喫煙)・広告等について、紙巻たばこと同等に規制	原則屋内禁煙 ※例外施設は広範囲(医療施設、教育機関以外) ※公共利用施設は屋内全面禁煙 ※屋外規制あり(幼稚園、保育園、学校の周囲等)			・加熱式たばこは、紙巻たばこより一部化学物質濃度が低い点はあるが、 <u>無害と評価することには限界</u> (Jankowski et al. New ideas, old problems? Heated tobacco products - a systematic review. Int J Occup Med Environ Health. 2019) ・加熱式たばこは、タール等が低いことで健康危険が減る可能性は示唆しつつ、 <u>疾病発生リスクが完全に消えたとは言えない</u> (Kopa et al. IQOS - a heat-not-burn (HnB) tobacco product - chemical composition and possible impact on oxidative stress and inflammatory response. A systematic review. Toxicol Mech Methods. 2020)
 フランス	広告規制と受動喫煙対策のための屋内禁煙から、屋外規制の拡大に移行	原則屋内禁煙 ※例外施設は広範囲(医療施設、教育機関、大学以外) ※屋外規制あり(教育施設敷地や公共庭園等)		規制なし (施設判断) ※学校等に限り屋内禁煙	参照が確認された科学的エビデンスなし
 イタリア	健康影響の科学的エビデンスよりも、規制介入の経済的合理性、EU法令との整合性を重視	原則屋内禁煙 ※例外施設は広範囲 ※屋外規制あり(学校、病院の周囲)	規制なし(施設判断) ※喫煙場所の規制に関しては、「喫煙(smoked)」と定義しているため、規制対象外		加熱式たばこについて、ニコチン量は従来の紙巻たばこと同程度(57%~84%)。総粒子状物質は、 <u>場合によってはより高い(89%~122%)</u> 。発がん性物質は量が少ないとしても残存する。(2019年 イタリア国立衛生研究所発表資料「Sigarette a tabacco riscaldato(Heated Tobacco Products; HTP)」)

類型4)

～ 自治体(州等)への権限移譲により、規制内容等について国内で差がある ～

国名	政策方針	使用(喫煙)に関する規制状況			参照したエビデンスの例
		紙巻たばこ	加熱式たばこ	電子たばこ (ニコチン入り)	
 ドイツ	州ごとの部分的規制から、 非喫煙者保護法による屋 内禁煙の範囲を拡大	原則屋内禁煙 ※例外施設は州により異なる ※屋外規制あり(学校・公園・公共交通機 関等)		規制なし (施設判断)	・ニコチンの有無にかかわらず、電子たばこ・ シーシャのエアロゾルは健康リスクを生じる可 能性があると評価(Stellungnahme Nr. 010/2015 des BfR vom 23. April 2015) ・屋外広告規制による高い損失推計(3.2億 ユーロ/年)があるとの広告業界団体の主張を 根拠不明として政府は否定(Fachverband Außenwerbung e.V.) ※広告規制に関するエビデンスとして参照
 米国	・州主導での対策 ・2009年に成立した連邦法 (Tobacco Control Act)で、米国食品医薬品局 (FDA)にたばこ製品の販売、 流通、広告、販売促進を規 制する権限を付与	全国規模での規制なし (州・自治体ごとの判断)			参照が確認された科学的エビデンスなし

(参考)

国名	政策方針	使用(喫煙)に関する規制状況		
		紙巻たばこ	加熱式たばこ	電子たばこ (ニコチン入り)
 日本	・望まない受動喫煙の防止を目的とし、施設区 分に応じて講じるべき措置を設定 ・加熱式たばこは他者への健康影響が明らかで はないことを理由に経過措置を設定	原則屋内禁煙 ※例外施設は広範囲(医療施 設、教育機関等以外) ※屋外規制なし	原則屋内禁煙 ※例外施設は広範囲(医療施 設、教育機関等以外) ※専用室内では、喫煙しなが らの飲食等も可能 ※屋外規制なし	販売・輸入 されていない ※医薬品として薬機法の規 制対象で、未承認 ※個人輸入は可能